

改正 昭和46年 3月本部訓令第13号

昭和62年 3月本部訓令第11号

警察本部

警察学校

各警察署

青森県警察の交通反則通告実施機関の設置等に関する訓令を次のように定める。

青森県警察の交通反則通告実施機関の設置等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第9章反則行為に関する処理手続の特例に定める通告に関する事務(以下「通告関係事務」という。)処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センターの設置)

第2条 通告関係事務を行うため、青森県交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

2 通告センターの設置場所は、青森市中央3丁目20番12号とする。

(通告センターの事務)

第3条 通告センターの事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 告知内容の審査及び是正措置に関すること。
- (2) 反則金の交付通告及び送付通告に関すること。
- (3) 仮納付した者の公示通告に関すること。
- (4) 反則金不納付事件の処理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通告関係事務に関すること。

(通告官)

第4条 通告センターに通告官を置く。

2 通告官は、交通部交通指導課長をもって充てる。

3 通告官は、警察本部長(以下「本部長」という。)の指揮を受け、通告関係事務を処理するものとする。

(通告官の専決事項)

第5条 通告官は、通告関係事務のうち、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 法第127条第1項の規定による交付通告及び送付通告に関すること。
- (2) 法第129条第2項の規定による公示通告に関すること。

(通告補佐官等)

第6条 通告センターに、通告補佐官その他所要の職員を置く。

2 通告補佐官には、交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官のうちから本部長が指定するものをもって充てる。

3 第1項に掲げる職員は、通告官の命を受けて通告関係事務を処理するものとする。

(通告センターの表示)

第7条 通告センターには、その名称を表示しなければならない。

(細部事項)

第8条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。